

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成12年度税制改正のPOINT(続き) ・有価証券の時価評価	1
注目!	2
パソコン減税と固定資産税	

いよいよ梅雨の季節となりました。外でのレジャーが楽しめない分、家の中で読書や勉強にいそしむのもまた良いものかもしれませんね。

私どもの事務所を皆様にもっと身近な存在として感じてほしいと願い、この季刊誌の発行を思い立ち、2号目の発行となりました。

先月末にはホームページも立ち上げました。まだまだ未熟なものですが、“小さく生んで大きく育てる”をモットーに徐々に質・量ともに充実させていきたいと思っています。毎月20日の更新を予定しています。

御要望・御不満等ございましたら御遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしく願いいたします。

公認会計士 中村元彦

公認会計士 中村友理香

平成12年度税制改正のポイント(続き)

・有価証券の時価評価

< 要約 > 『平成12年度税制改正により、法人が所有する有価証券は平成12年4月1日以後開始する事業年度から、その保有目的に応じて「売買目的有価証券」、「満期保有目的有価証券」、「その他の有価証券」に区分し、その内売買目的有価証券については時価法で期末評価を行うこととされました。

時価法の導入により注意しなくてはならないのは、「保有目的」です。政令でいうところの短期売買を行い、売却益や売却損を計上する予定であるのなら、「売買目的有価証券」として処理しなくてはいいませんが、その一方で相場の影響を受け所得金額を上下させる可能性が生じます。評価益が生じれば所得金額は増えますし、評価損が生じればその逆で所得金額が減少することになります。なおこの評価損益は商法上の配当可能利益には算入されませんので、配当原資とはなり得ません。』

従来は取引所の相場のある(上場株式など)有価証券について時価で評価した金額が取得価額よりも相当低くなった場合(株価がひどく下がった時等です)についてのみ評価損の計上を行い、逆の評価益については計上することは

認められていませんでした。しかしこの方針が大きく変わり、売買目的として保有している有価証券は相場の上下の影響を受け、その結果所得金額が変わってくることになります。

まず「売買目的有価証券」の範囲は、

短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの

他の目的で取得した有価証券の勘定科目とは区分して、帳簿書類に記載することにより短期売買目的である旨を明らかにしたもの

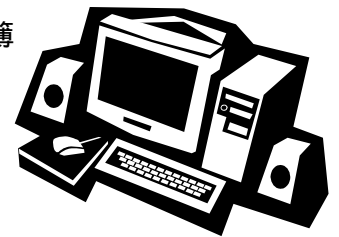
金銭信託として短期売買目的の有価証券を取得する旨を、区分された勘定科目で帳簿書類に記載することにより明らかにしたもの
のいずれかに該当するものということになります。

また「満期保有目的等有価証券」とは

償還期限のある有価証券の内、その期限まで保有する目的で取得し、その旨を帳簿書類において区分勘定科目で記載することにより明らかにしたもの

発行する株式(出資)の20%以上を保有する場合におけるその株式(出資)のいずれかに該当するものであり、

「その他有価証券」は上記の2種類に該当しない有価証券のことです。



「売買目的有価証券」の期末時価の評価方法ですが、これは事業年度終了の時ににおいて保有する「取引所売買有価証券(上場株式)」や「店頭売買有価証券」などについて「銘柄の異なるごと」に区分し、「事業年度終了の日における最終の売買価格」を時価として計算します。この期末時価により算定された有価証券の評価額(株式数×時価)と帳簿価額との評価差額は課税所得の計算上、益金または損金に算入されることとなります。

また「売買目的有価証券」について評価益または評価損の計上を行った「翌事業年度」には以下の洗い替的な処理を行います。

「評価益を計上」した場合にはその評価益相当金額を損金計上し、「評価損を計上した」場合にはその評価損相当金額を益金計上する

翌事業年度開始時の帳簿価額は、「評価益を計上」した場合には事業年度末における期末帳簿価額からその評価益に相当する金額を差し引いた金額であり、「評価損を計上」した場合にはその逆処理となる

この他一定の事実(政令により5つのケースが明記されています)が生じたときには「売買目的有価証券」、「満期保有目的等有価証券」、「その他有価証券」相互の区分変更が生じることとなりますが、この場合税制上は「譲渡」が行われたものと見なされます。従ってその譲渡時の価額(譲渡時の時価)が帳簿価額を上回っていれば、課税所得が生ずる可能性もあるといえます。

注目 !

・パソコン減税と固定資産税

第1号でご紹介したいいわゆるパソコン減税は法人税法上は取得期で全額償却されますが、固定資産税は取得期以降も耐用年数期間かかりますのでご注意ください。一方10万円以上20万円以下の一括償却資産(3年間で一律償却)は固定資産税はかかりません。



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。